

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人後藤特許事務所 様 あて名 〒100-0013 日本国東京都千代田区霞が関三丁目3番1号尚友会館		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 19.06.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 18G-P0169		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/018608	国際出願日 (日.月.年) 14.05.2018	優先日 (日.月.年) 11.09.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G01N27/07(2006.01)i, G01N27/22(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) KYB株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 05.06.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 吉田 将志 電話番号 03-3581-1101 内線 3258	2W	4636

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2-9	有
	請求項	1	無
進歩性 (I S)	請求項	3-9	有
	請求項	1, 2	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-9	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2014-142204 A (株式会社デンソー) 2014. 08. 07, [0001] - [0019] [図2] (ファミリーなし)
 文献2 : US 6297733 B1 (KAVLICO CORPORATION) 2001. 10. 02, FIG. 3 & WO 02/39126 A2

請求項1について

文献1により新規性及び進歩性を有しない。

文献1には、燃料供給系統に設けられる([0010] [図2] 参照/本願発明における「外部装置に収容される」に相当)燃料([0002] / 「検出対象流体」)の性状を検出する燃料性状センサ([0001] / 「流体性状検出装置」)であって、筒状の外側電極([0017])と、前記外側電極の内側に設けられる筒状の内側電極([0017])と、前記外側電極と前記内側電極との間の電気的特性に基づいて前記燃料の性状を算出する回路部([請求項4] / 「演算部」)と、前記燃料供給系統に取り付けられ、前記外側電極及び前記内側電極を保持するハウジング([0014] [0015] [図2] / 「筐体」)と、を備える燃料性状センサが記載されている。

また、文献1には、ハウジングと外側電極、及び、外側電極と内側電極が、それぞれ絶縁されつつ保持されていることも記載されている。([0018] [0019])

また、文献1の[図2]より、外側電極及び内側電極が突出し、燃料供給系統に収容される前記燃料に露出することが見てとれる。

そうすると、請求項1に係る発明は、内側電極が棒状であるのに対して、文献1に記載された発明は、内側電極が筒状である点で一見相違するが、文献1の[図2]から見てとれるように、細長い形状であることから、筒状であると共に棒状であるとも認められる。よって、実質的な相違点ではない。相違点であるとしても、棒状の電極はよく知られた形状であり、文献1に記載の発明において、筒状から棒状に変更し、請求項1に係る発明のようにすることは、当業者であれば容易になし得たことである。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 1 について

文献 1、2 により進歩性を有しない。

文献 1 に記載の燃料性状センサについて、燃料供給系統と一体的に形成されていることをもって相違点と考えたとしても、連結管から取り外しができるタイプのセンサは、文献 2 の FIG. 3 にも記載されているとおり周知であり、センサの交換を容易にするために、前記周知の構造を、文献 1 に記載の発明に適用することは、当業者であれば容易になし得たことである。

請求項 2 について

文献 1、2 により進歩性を有しない。

文献 2 の FIG. 3 に記載されているように、電極の先端部を覆う電極カバーを備えるタイプのセンサも知られている。

請求項 3、4 に係る発明は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。いずれの文献にも、請求項 3、4 に係る発明が有する「前記外側電極には、前記外側電極の内側と外側とを連通する電極貫通孔が設けられ、前記電極カバーには、前記電極カバーの内側と外側とを連通するカバー貫通孔が設けられ、前記電極貫通孔と前記カバー貫通孔は、前記外側電極の中心軸と直交する一直線上に位置している」ことは記載されておらず、これにより、気泡を速やかに排出できるという有利な効果を奏する。

請求項 5 に係る発明は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。いずれの文献にも、請求項 5 に係る発明が有する「前記電極カバーは、電磁波を遮蔽可能な電磁シールドであり、前記内側電極の先端面と、前記内側電極の先端面に対向する前記電極カバーの対向面との間の最短距離が、前記内側電極と前記外側電極との間の最短距離よりも大きい」ことは記載されておらず、これにより、検出精度に与える影響を抑制することができるという有利な効果を奏する。

請求項 6 に係る発明は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。いずれの文献にも、請求項 6 に係る発明が有する「前記内側電極の先端面から前記外側電極の先端面までの軸方向距離が、前記内側電極の外周面から前記外側電極の内周面までの径方向距離よりも大きい」ことは記載されておらず、これにより、電気力線を効果的に増加させることができるので、検出精度を向上できるという有利な効果を奏する。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 7-9 に係る発明は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。いずれの文献にも、請求項 7-9 に係る発明が有する「前記外側絶縁フランジ、前記外側絶縁フランジの基端面に接触する前記外側電極フランジ、及び前記外側電極フランジの基端面に接触する前記内側絶縁フランジを収容するフランジ収容開口部と、前記筒部収容開口部と前記フランジ収容開口部との間に設けられ、前記外側絶縁フランジの先端面に接触する第 1 段部と、を有し、前記内側絶縁フランジの基端面に接触する取付部材をさらに備えること」は記載されておらず、これにより、しっかりとした位置決めがなされるという有利な効果を奏する。